平成２４年（フ）第６７号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目37番１―101号、従前の住所神戸市東灘区住吉山手７丁目２番４―113号
破産者　長坂　善和（旧姓嶺元）
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３　ＨＡＴ神戸灘の浜10棟603号、外国人登録原票上の居住地神戸市北区花山東町２番23―703号
破産者　青松純也こと　沈　　純也
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８２号
神戸市中央区上筒井通４丁目３番４号
破産者　髙橋　義行
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１５７号
兵庫県西宮市羽衣町２番７号、開始決定時の住所兵庫県西宮市甲陽園日之出町２番56―101号
破産者　植田　　透
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４７号
兵庫県西宮市津門西口町14番24号、開始決定時の住所兵庫県西宮市山口町上山口583番地５
破産者　関西工芸こと　橋本　保彦
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９９号
兵庫県西宮市里中町２―７―28　ハイツ荻原205号室、住民票上の住所兵庫県西宮市里中町２丁目７番６号　サイドパーク102号
破産者　伊藤　　誠
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７８号
兵庫県西宮市市庭町１番24号　ガーデンシティ101号
破産者　只政　繁廣
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３０号
兵庫県西宮市一ヶ谷町７番57―102号、前住所兵庫県西宮市高畑町１番24―505号、前々住所兵庫県西宮市西福町15番24号
破産者　三原　明子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７１号
兵庫県尼崎市富松町４丁目39番36―301号
破産者　足立　真也
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７４号
兵庫県伊丹市野間７丁目15番３―203号、前住所兵庫県伊丹市南野北５丁目３番８―302号
破産者　上村　良博
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３８号
福岡市南区井尻１丁目７番４―505号、申立時の住所福岡県久留米市中央町３番地11
破産者　田中　　勝
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３９号
福岡県久留米市三潴町福光108番地２、住民票上の住所福岡県久留米市本町２番地６901号
破産者　内田多鶴子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３８号
佐賀県杵島郡江北町大字山口3428番地
破産者　古川　忠弘
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
佐賀県佐賀市末広１丁目５番24号
破産者　澁谷　春己
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津131番地５
破産者　高森　啓仁
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
佐賀県佐賀市多布施３丁目14番43号
破産者　豊田　正子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６５６号
熊本県菊池郡大津町大字陣内1605番地４エンゼルハイツ大津105号
破産者　倉留　勝子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８０１号
熊本県荒尾市荒尾1674番地　ドリームハイツ203号
破産者　石井美枝子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係